

平成 29 年度 番匠川学識者懇談会 議事概要

開催日時：平成 29 年 8 月 28 日(月) 13:00～16:45

開催場所：国土交通省佐伯河川国道事務所

現地視察：13:00～ 懇談会：15:00～ 場所：2階大会議室

参加者：委員（島田委員長、高見委員、中野委員、本谷委員）4名

事務局（佐伯河川国道事務所）

決定事項

- 1) 委員 7 名のうち 4 名が出席で規約の 4 条により、1/2 以上の出席となり懇談会が成立した。
- 2) 番匠川水系河川整備計画(国管理区間)について、点検の結果、現整備計画を引き続き実施していくことについて了承を得た。
- 3) 事業評価対象となる番匠川直轄河川改修事業について、審議の結果、前回再評価以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も順調な進捗が見込めることから、対応方針（原案）のとおり、引き続き事業を継続することについて了承を得た。

◆委員の意見等 ●事務局の回答等

1. 番匠川水系河川整備計画の点検について

1) 欠席した委員の意見紹介と事務局の回答

- ◆水利権は、現状の水利用状況に合わせて見直すべきでないか。
 - 水利用を適正に確認しながら対応していきます。
- ◆南海トラフ等の地震関連の記述がないようだが。
 - 本文に耐震対策を実施することを記載しており、当面の事業でも実施しています。
- ◆汽水域の植物にも配慮してもらえないか。
 - 工事する際は貴重種等の環境に十分配慮することとしています。（灘地区ではカニを移植しました。）

2) 質疑応答

- ◆洪水ハザードマップ作成・周知後に、新たに施設をつくる場合、建築基準法との関係で制限措置はできないのか。
 - 国は想定しうる最大規模の洪水が発生した場合に、河川が氾濫して洪水流により家屋が倒壊する危険区域を公表しています。土砂災害、地震・津波の場合は規制区域を設けていますが、洪水による新たな施設の制限は設けていません。全国的な流れを踏まえて今後改訂が必要と考えられます。
- ◆地下街とか地下道とかの地下施設に関する記述が入っていない気がする。
 - 佐伯においては、地下街、地下道がないため、該当しません。
- ◆治水の目標は、H16年・H17年洪水を基準にしているが、近年の降雨量が増えていることに対する関連性は。
 - 最終目標の基本方針（ $W=1/100$ ）をいきなり目指すのは負担が大きいため、当面 20～30 年間で整備することを目標としております。番匠川では近年、今の河川整備計画の目標を超える洪水は発生しておらず、目標を超えた場合の洪水のリスクを説明して、ハード・ソフトの両面で整備を進めていく予定です。

- ◆避難行動要支援者がいる施設は、どのくらいあるのかと避難誘導の仕組みづくりは。
 - 対象施設に関しては佐伯市が把握しており、国としては水害リスクについて公表しています。避難誘導の仕組みづくりとして、避難行動計画の作成にあたっては国・県・市が連携して支援していきます。

3) 点検結果

番匠川水系河川整備計画においては、引き続き現計画に基づいて実施する。

2. 番匠川直轄河川改修事業の事業評価について

1) 質疑応答

- ◆前回の費用対効果から 3 年後の今回を比べると、資産の変更がないと説明したが、脇津留地区は「コスモタウンフリーモール佐伯」ができて、その後資産は変化していない意味なのか。
 - コスモタウンフリーモール佐伯は、前回評価時点では既に完成しており、前回から人口の大幅な増加はありません。
なお、費用対効果分析実施判定基準の下記 3 項目について評価した結果、すべての項目に該当し、今回は費用対効果分析実施の必要性がないと判断されたため、前回の評価値を採用しています。
 - ①前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化がみられない場合（事業目的、社会情勢、費用対効果分析マニュアル、需要量、事業費、事業展開の変化がない）
 - ②費用対効果分析を実施することが効率的でないとは判断できる場合（事業費、工期、資産の感度分析における B/C が 1 以上）
 - ③前回評価で費用対効果分析を実施している
- ◆コスト削減を進める一方で、人手不足や賃金高騰についての今後の事業への影響は。
 - コスト削減に努めていく。また、若手技術者を育成していく環境づくり、女性が技術者として働きやすい環境づくりを行いながら、人材育成を推進していきます。
- ◆計画が長期にわたるので、事業費が当初より高くなるのは当然だが、事業費の増額が決定されるシステムを教えて欲しい。
 - 予算は、最終的には財務省が決定します。残事業費と年間必要な費用を比較して、事業の優先度を考慮しながら、予算要求をしていきます。

2) 審議結果

番匠川直轄河川事業は、前回再評価時以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も順調な進捗が見込まれることから、対応方針（原案）のとおり、引き続き事業を継続する。

以上